なお、工場製作における配置予定の技術者と据付工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、据付工事における配置予定技術者は据付工事の施工経験を有するものであること。

エ　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、「恒常的な雇用関係」とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑦　技術提案が適正であること。

⑧　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15北総528号（経）東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑨　当該工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑩　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑪　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑫　次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑬　工事完成、引渡し後においても設備・製品の保守管理（通常時及び緊急時）の対応が速やかにできる体制が会社組織（協力会社を含む。）として整備されていること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工体制確認型総合評価落札方式の概要

本工事は、標準点（上記２の競争参加資格要件を満たしている場合に付与する点数）に施工体制評価点（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性に応じて付与する点数）及び加算点（企業評価及び技術提案の評価に応じて付与する点数）を加えた点数と、入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

⑵　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　企業評価

③　技術提案

⑶　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、上記３⑵①の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３⑵②及び③について評価した結果、得られた「評価点の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点の最高点（満点）で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。（加算点＝評価点の合計値×（加算点の最高点50点／評価点の最高点（満点）））

なお、本工事の評価点の最高点（満点）は、入札説明書に示すとおりである。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格。以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑷　落札者の決定方法　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回っていないこと。

③　技術提案が発注者の予定している最低限の要求水準を下回らないこと。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により行うものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、次の措置を講ずる。

①　工事成績評定点の減点措置

②　違約金の徴収（総合評価落札方式）

⑹　技術提案の採用となる項目及び採用とならない項目については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―0014 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ａ棟　東北農政局総務部会計課事業経理調整係　電話022―263―1111　内線4227

⑵　入札説明書の交付

①　交付期間　令和７年６月５日から令和７年７月28日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日午前９時から午後５時までとする。

②　交付方法　入札説明書の交付は電子入札システムにより行う。書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を下記４⑵③の交付場所へ申し込むこと。

なお、入札説明書の交付は無料とするが、ＣＤ－Ｒによる交換配布とするため、交付希望者は空のＣＤ－Ｒ（700ＭＢ、48倍速）を持参するものとする。

③　交付場所　上記４⑴に掲げる場所及び次の場所において交付する。

〒036―0357 青森県黒石市追子野木３―145―１　東北農政局津軽土地改良建設事務所工事第１係　電話0172―40―4360

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間

ア　申請書の提出期間は、令和７年６月６日から令和７年６月20日までの午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については、午前11時30分までとする。

イ　確認資料の提出期間は、令和７年７月24日から令和７年７月29日までの午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については、午前11時30分までとする。

なお、確認資料は、入札書及び工事費内訳書と合わせて提出すること。

②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は下記４⑶③へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）するものとする。

③　提出場所　上記４⑴に同じ。

⑷　入札書の提出期間、場所及び提出方法

①　提出期間　入札書の提出期間は、令和７年７月24日から令和７年７月29日までの午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については、午前11時30分までとする。

②　提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

③　提出場所　上記４⑴に同じ。